

番号：160548

国名：ネパール

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名：迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月上旬から2016年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))

をご覧ください。なおJICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②当該業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	ガバナンス分野における各種評価調査
対象国/類似地域	ネパール/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人

は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ネパールでは、10年に及ぶ内戦を経て、2006年11月、政府とマオイストとの間で包括的和平合意がなされた。2007年1月には暫定憲法が公布、2008年5月には制憲議会が発足し、王制が廃止され、ネパールは連邦民主共和国に移行した。

ネパールの民主的な国づくりを軌道に乗せ平和裡に推進するため、ネパール最高裁判所は司法分野の改革に関する第2次5ヶ年司法戦略計画に基づく取組みを開始している。しかし、2012年6月の調査結果によれば、年間の受理件数に対する終結事件の割合は40%強に留まり、結審に3年以上要する事件が全体の40%に上るなど、訴訟の遅延問題は重大であり、ネパール国民の裁判所への信頼を失わせる原因になっている。そこで、訴訟の遅延の問題を解決するために事件管理制度の改善が求められている。

また、上記司法戦略計画で活用が促されている司法調停制度についても、裁判に代わる簡易な紛争解決手段として期待されているものの、制度の理解不足等のため必ずしも積極的に利用されておらず、利用頻度については地域間の格差が大きいのが現状である。加えて、調停人の能力不足のため司法調停による紛争解決数が少ないことから、司法調停制度の利用が裁判所の負担軽減をもたらしていない状況にある。

上記の背景から、最高裁判所をカウンターパートとして、事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上を目指すプロジェクトが要請され、2013年9月から3年半の協力期間にて、最高裁判所をカウンターパートとして、迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクトを実施している。

現在、直営の長期専門家2名（チーフ・アドバイザー、業務調整）を派遣中である。また、個別専門家として法整備支援アドバイザーが派遣されており、主に民法の起草支援に携わっており、連携して活動を進めている。

本案件は小規模案件として開始したため、中間レビュー調査は実施していないが、2016年2月に実施したモニタリング調査において、プロジェクトの進捗（特に事件管理）についての活動に遅れがみられることが確認され、プロジェクト目標の達成のためには、プロジェクトの体制、活動等の見直しが必要であることについて、ネパール側と合意した。（その後追加投入を行うこととしたため、現時点では、小規模案件ではなくなっている。）

今回実施する終了時評価調査は、2017年3月のプロジェクト終了を控え、C/P機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価し、今後の方向性について確認して、合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備（2016年9月上旬～9月中旬）

- ① 既存の文献・報告書等（プロジェクト活動報告書、専門家業務完了報告書、現地セミナー報告書、モニタリング調査報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料、国内支援委員会会合議事録等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析し、普及活動の範囲を一覧表にする。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報

を整理する。

- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ネパール側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

## （2）現地派遣（2016年9月中旬～10月上旬）

- ① JICA ネパール事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ ネパール側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びネパール側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びネパール側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ネパール事務所等への報告に参加する。

## （3）帰国後整理期間（2016年10月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ネパール⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年9月15日（木）～2016年10月2日（日）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。  
(先行調査にはJICA職員および国際協力専門員等が同行する可能性もあります。)

## ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 法整備支援 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 法・司法制度 (法務省)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

## ③便宜供与内容

JICAネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- オ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。  
(<http://libopac.jica.go.jp/>)
  - ・「ネパール連邦民主共和国 迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(2013年9月)  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013361.html>)
- ② ネパールの法整備支援全般に関する資料がJICA法整備支援ポータルサイトで公開されています。同サイトへは以下のURL上のリンクからアクセス可能です。  
(<http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html>)

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上